

2002	6	24,810	-1,770	150,829	79,477	26,582,2599	-1772,2599	141.4	0.0	98.6	528,753	125432.0
2002	7	28,377	249	179,206	107,853	26,405,0339	1971,9661	141.4	0.0	98.2	529,778	127862.4
2002	8	27,553	-1,417	206,759	135,408	26,602,2305	950,7695	141.4	0.0	98.5	537,534	127862.4
2002	9	25,397	447	232,156	160,805	26,097,3075	-1300,3075	141.4	0.0	98.5	542,556	127862.4
2002	10	27,605	-400	259,761	188,410	26,567,2767	1037,7233	141.4	0.0	98.3	547,131	133958.4
2002	11	24,823	-1,967	284,584	213,234	26,671,0490	-1848,0490	141.4	0.0	98.3	547,802	133958.4
2002	12	29,627	-490	314,211	242,861	26,486,2441	3140,7559	141.4	0.0	98.3	539,354	133958.4
2003	1	20,460	-2,220	20,460	265,321	26,800,3197	-6340,3197	141.4	0.0	98.0	540,615	125926.4
2003	2	22,788	-518	43,248	288,109	26,166,2878	-3378,2878	141.4	0.0	97.7	544,775	125926.4
2003	3	24,491	-875	67,739	312,600	25,828,4590	-1337,4590	141.4	0.0	98.0	543,781	125926.4
2003	4	26,050	-1,345	93,789	26,050	25,694,7131	355,2869	141.4	0.0	98.3	547,050	126532.5
2003	5	26,957	-315	120,746	53,007	25,730,2418	1226,7582	141.4	0.0	98.5	549,067	126532.5
2003	6	36,897	12,087	157,643	89,905	25,852,9176	11044,0824	141.4	0.0	98.2	555,156	126532.5
2003	7	17,580	-10,797	175,223	107,485	26,957,3258	-9377,3258	157.8	1.0	98.0	541,233	129133.9
2003	8	22,643	-4,910	197,866	130,128	26,019,5933	-3376,5933	157.8	0.0	98.2	545,208	129133.9
2003	9	24,357	-1,040	222,223	154,485	25,681,9339	-1324,9339	157.8	0.0	98.3	555,478	129133.9
2003	10	25,835	-1,770	248,058	180,320	25,549,4405	285,5595	157.8	0.0	98.3	556,346	136134.4
2003	11	22,514	-2,309	270,572	202,835	25,577,9965	-3063,9965	157.8	0.0	97.8	550,927	136134.4
2003	12	29,228	-399	299,800	232,063	25,271,5968	3956,4032	157.8	0.0	97.9	563,397	136134.4
2004	1	20,916	456	20,916	252,979	25,667,2372	-4751,2372	157.8	0.0	97.7	567,774	131309.7
2004	2	21,575	-1,213	42,491	274,553	25,192,1134	-3617,1134	157.8	0.0	97.7	569,080	131309.7
2004	3	24,847	356	67,338	299,400	24,830,4021	16,5979	157.8	0.0	97.9	561,739	131309.7
2004	4	25,905	-145	93,243	25,905	24,832,0619	1072,9381	157.8	0.0	97.9	567,615	130291.8
2004	5	23,253	-3,704	116,496	49,158	24,939,3557	-1686,3557	157.8	0.0	98.0	567,745	130291.8
2004	6	25,131	-11,766	141,627	74,289	24,770,7201	360,2799	157.8	0.0	98.2	564,685	130291.8
2004	7	25,875	8,295	167,502	100,164	24,806,7481	1068,2519	157.8	0.0	97.9	530,842	132449.6
2004	8	25,320	2,677	192,822	125,484	24,913,5733	406,4267	157.8	0.0	98.0	532,430	132449.6
2004	9	24,974	617	217,796	150,458	24,954,2160	19,7840	157.8	0.0	98.3	531,631	132449.6
2004	10	23,916	-1,919	241,712	174,374	24,956,1944	-1040,1944	157.8	0.0	98.8	529,577	
2004	11	24,091	1,577	265,803	198,465	24,852,1749	-761,1749	157.8	0.0	98.6	531,607	
2004	12	28,514	-714	294,317	226,979				0.0	98.1	535,420	

年	月	GDP(4半期) 1ヶ月あたり	GDP 成長率	賃金指数	賃金指数増減率	完全失業率 季節調整済み	完全失業率 原数値
1997	1	41237.9		88.9	6.6	3.3	3.3
1997	2	41237.9		80.4	1.8	3.4	3.5
1997	3	41237.9		86.7	1.5	3.3	3.5
1997	4	41138.6	-0.002	82.8	1.8	3.2	3.4
1997	5	41138.6	-0.002	81.3	1.8	3.4	3.5
1997	6	41138.6	-0.002	141.4	0.9	3.4	3.3
1997	7	41760.4	0.015	129.6	2.2	3.4	3.3
1997	8	41760.4	0.015	91.1	1.0	3.4	3.4
1997	9	41760.4	0.015	80.9	1.0	3.5	3.5
1997	10	44404.0	0.063	81.3	1.4	3.5	3.5
1997	11	44404.0	0.060	84.0	0.0	3.5	3.4
1997	12	44404.0	0.060	204.9	0.7	3.5	3.2
1998	1	40762.3	-0.082	88.2	-0.8	3.6	3.6
1998	2	40762.3	-0.089	80.3	-0.1	3.6	3.7
1998	3	40762.3	-0.089	87.2	0.6	3.8	4.1
1998	4	40603.0	-0.004	82.1	-0.7	4.0	4.3
1998	5	40603.0	-0.004	80.7	-0.7	4.1	4.3
1998	6	40603.0	-0.004	140.9	-0.4	4.1	4.1
1998	7	41489.7	0.022	126.3	-2.5	4.1	3.9
1998	8	41489.7	0.021	88.9	-2.4	4.4	4.3
1998	9	41489.7	0.021	80.3	-0.7	4.3	4.3
1998	10	43921.3	0.059	81.2	-0.1	4.3	4.3
1998	11	43921.3	0.055	84.1	0.1	4.5	4.3
1998	12	43921.3	0.055	196.3	-4.2	4.4	4.1
1999	1	40486.7	-0.078	85.3	-3.4	4.5	4.5
1999	2	40486.7	-0.085	79.8	-0.6	4.6	4.7
1999	3	40486.7	-0.085	86.7	-0.6	4.7	5.0
1999	4	40880.0	0.010	82.0	-0.1	4.7	5.0
1999	5	40880.0	0.010	80.5	-0.2	4.7	4.9

1999	6	40880.0	0.010	136.0	-3.5	4.8	4.8
1999	7	41347.6	0.011	123.3	-2.4	4.8	4.7
1999	8	41347.6	0.011	88.3	-0.7	4.7	4.7
1999	9	41347.6	0.011	80.6	0.4	4.6	4.6
1999	10	43836.1	0.060	80.9	-0.4	4.6	4.6
1999	11	43836.1	0.057	83.9	-0.2	4.6	4.4
1999	12	43836.1	0.057	191.2	-2.6	4.7	4.3
2000	1	41353.8	-0.057	86.0	0.8	4.7	4.6
2000	2	41353.8	-0.060	80.3	0.6	4.9	4.9
2000	3	41353.8	-0.060	86.0	-0.8	4.8	5.2
2000	4	41671.7	0.008	82.2	0.2	4.8	5.1
2000	5	41671.7	0.008	80.8	0.4	4.6	4.8
2000	6	41671.7	0.008	137.9	1.4	4.7	4.7
2000	7	42487.3	0.020	122.4	-0.7	4.7	4.5
2000	8	42487.3	0.019	88.9	0.7	4.6	4.6
2000	9	42487.3	0.019	81.0	0.5	4.7	4.7
2000	10	45010.2	0.059	81.4	0.6	4.7	4.6
2000	11	45010.2	0.056	84.2	0.4	4.7	4.5
2000	12	45010.2	0.056	188.8	-1.3	4.8	4.4
2001	1	42430.5	-0.057	86.8	0.9	4.8	4.7
2001	2	42430.5	-0.061	79.7	-0.7	4.7	4.8
2001	3	42430.5	-0.061	85.3	-0.8	4.7	5.1
2001	4	42003.0	-0.010	81.9	-0.4	4.8	5.1
2001	5	42003.0	-0.010	80.4	-0.5	4.9	5.1
2001	6	42003.0	-0.010	136.1	-1.3	4.9	5.0
2001	7	42315.8	0.007	121.2	-1.0	5.0	4.9
2001	8	42315.8	0.007	86.7	-2.5	5.1	5.0
2001	9	42315.8	0.007	79.6	-1.7	5.3	5.3
2001	10	44120.2	0.043	80.0	-1.7	5.3	5.2
2001	11	44120.2	0.041	82.7	-1.8	5.4	5.2
2001	12	44120.2	0.041	181.0	-4.1	5.4	5.0

2002	1	41267.7	-0.065	83.0	-4.4	5.3	5.2
2002	2	41267.7	-0.069	78.4	-1.6	5.4	5.4
2002	3	41267.7	-0.069	84.3	-1.2	5.3	5.7
2002	4	41810.7	0.013	80.1	-2.2	5.3	5.6
2002	5	41810.7	0.013	78.2	-2.7	5.4	5.6
2002	6	41810.7	0.013	131.1	-3.7	5.4	5.5
2002	7	42620.8	0.019	114.2	-5.8	5.4	5.2
2002	8	42620.8	0.019	83.7	-3.5	5.5	5.4
2002	9	42620.8	0.019	78.3	-1.6	5.4	5.4
2002	10	44652.8	0.048	79.3	-0.9	5.4	5.4
2002	11	44652.8	0.046	81.6	-1.3	5.3	5.1
2002	12	44652.8	0.046	175.4	-3.1	5.4	5.0
2003	1	41975.5	-0.060	81.7	-1.6	5.5	5.4
2003	2	41975.5	-0.064	78.0	-0.5	5.3	5.3
2003	3	41975.5	-0.064	83.0	-1.5	5.4	5.8
2003	4	42177.5	0.005	79.3	-1.0	5.4	5.8
2003	5	42177.5	0.005	78.4	0.3	5.4	5.6
2003	6	42177.5	0.005	133.7	2.0	5.3	5.3
2003	7	43044.6	0.021	111.4	-2.5	5.3	5.1
2003	8	43044.6	0.020	81.9	-2.2	5.1	5.0
2003	9	43044.6	0.020	78.2	-0.1	5.1	5.2
2003	10	45378.1	0.054	78.7	-0.8	5.2	5.1
2003	11	45378.1	0.051	81.2	-0.5	5.1	5.0
2003	12	45378.1	0.051	172.0	-1.9	4.9	4.5
2004	1	43769.9	-0.035			5.0	4.9
2004	2	43769.9	-0.037			5.0	5.0
2004	3	43769.9	-0.037			4.7	5.0
2004	4	43430.6	-0.008			4.7	5.0
2004	5	43430.6	-0.008			4.6	4.8
2004	6	43430.6	-0.008			4.6	4.6
2004	7	44149.9	0.017			4.9	4.8

2004	8	44149.9	0.016			4.8	4.7
2004	9	44149.9	0.016			4.6	4.6
2004	10					4.7	4.7
2004	11					4.5	4.4
2004	12					4.4	4.1

研究成果の刊行に関する一覧表

研究成果の刊行に関する一覧表

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	頁	出版年
望月友美子	たばこ対策の今後の課題	建築設備と配管工事	42 (7)	81-85	2004
加藤治文, 平野隆, 池田徳彦, 坪井正博, 大平達夫, 林和, 加藤靖文, 望月友美子.	肺癌は予防できるか	成人病と生活習慣病	34(5)	619-623	2004
望月友美子	Tobacco Free * Japan ニッポンのたばこ政策への提言 (会議録)	肺癌	44(5)	304	2004
望月友美子	あらたに考えるたばこ対策情報 「国家百年の計」に参画しよう	公衆衛生	68(12)	945-947	2004

研究成果の別刷

〔 周辺事情：職場における喫煙対策 〕

たばこ対策の今後の課題

国立保健医療科学院 望月 友美子
Yumiko Mochizuki

1. はじめに

現在、たばこによる死亡は、世界全体で年間500万人、我が国でも年間11万人と試算されており、今後ますますその数は増大することが予測されている。単一の原因でこれほど多数の死者をもたらす製品や危険行動は未だかつてないにも関わらず、たばこだけは多くの国々で、このようなリスクに見合った規制を免れてきた。たばこ産業の提唱による「嗜好品」「個人の嗜好」「社会調和」などという曖昧な言葉の前に、特に日本では、有害性や依存性を前提にした科学的なリスク管理の議論は低調であったが、2003年5月に世界保健機関（WHO）の世界保健総会で策定された「たばこ規制枠組条約（Framework Convention on Tobacco Control, FCTC）」を契機に、世界のたばこ問題は含めて大きく前進することが可能になった^{注1)}。日本政府も2004年3月に署名し、近く批准する見通しである。

これまでは、たばこ消費の大規模な流行が早くに起こり、たばこに起因する疾病や死亡が増大して、たばこ健康問題が国家的な問題となって規制が進んだ欧米諸国のような国々と、これらの位相が遅れて起こり、あるいは日本のように問題認識そのものの遅れも加わって、本格的な対策が後手に回っている国々で、たばこ対策の成否の差は開く一方であった。さらに、たばこ関連産業が国の政策決定に及ぼす影響力の大きさにより、各国のたばこ規制の歩みは大きく左右される。FCTCは、そのような国家間のたばこ規制の進展の不揃いを、一旦リセットして、たばこの害を前提として次の世代を守るために「たばこ（の害）のな

い社会の実現」を共通の目標とするような世界的な政策枠組として、WHO全加盟国により歴史的合意をおさめたものである。

2. WHOその他の国際機関の
これまでの取り組み

WHOはたばこ健康問題が、先進国から途上国にシフトして拡大し、地球規模の深刻な健康問題となることを予測して、1970年の世界保健総会以来、健康教育のみならず、種々の規制を含む対策を加盟国に勧告してきた。既に述べたように、それらの勧告を実際に実現できた国々（北欧諸国、カナダ、オーストラリア、シンガポールなど）とできない国々との開きが大きくなる一方であり、特に、たばこ税やたばこ耕作などを通じて、たばこに依存した政治経済構造を有する国々（例えば、日本、インド、中国など）では、公衆衛生の観点からのたばこ対策は極めて困難であった。また、英国や米国などの多国籍たばこ企業も、自国のたばこ政策はもちろんのこと、直接・間接に様々な国々のたばこ政策への介入を行ってきた。

WHOは、たばこ問題は健康問題であると同時に、経済問題であるという認識を世界銀行と共有している^{注2)}。世界銀行は1970年代には、途上国の経済発展のために、たばこを換金作物として生産を奨励したが、たばこ消費のもたらす健康被害により、短期的には現金収入源となるが、中長期的には国家経済、ひいては世界経済に損害を与えるという認識の下、1990年代にたばこ耕作に対して新たな貸付を中止した。さらに積極的な政策として、たばこ消費の抑制のために

注1) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（たばこ規制枠組条約）の全文は、外務省ホームページよりダウンロードできる (<http://www.mofa.go.jp/>)

注2) たばこ流行の抑制、世界銀行、1999年（日本公衆衛生協会発行）（翻訳は、健康体力づくり事業財団ホームページ「健康ネット」よりダウンロードできる (<http://www.health-net.or.jp>)

価格政策の有効性を提唱した。その他の国連機関も、WHOと協調路線をとりつつあり、国連レベルでも多分野にわたる包括的な取り組みが必要であるとして、たばこに関する具体的な勧告や研究開発が行われている。例えば、今でこそ航空機の禁煙は当たり前になったが、1994年ICAOの勧告によって、各国航空会社が全面禁煙を実現したのである。また、FAOやILOなどもたばこ生産国の農業転作やたばこ産業の産業転換について、具体的方策の検討や経済影響についての研究や政策提言を行っている。

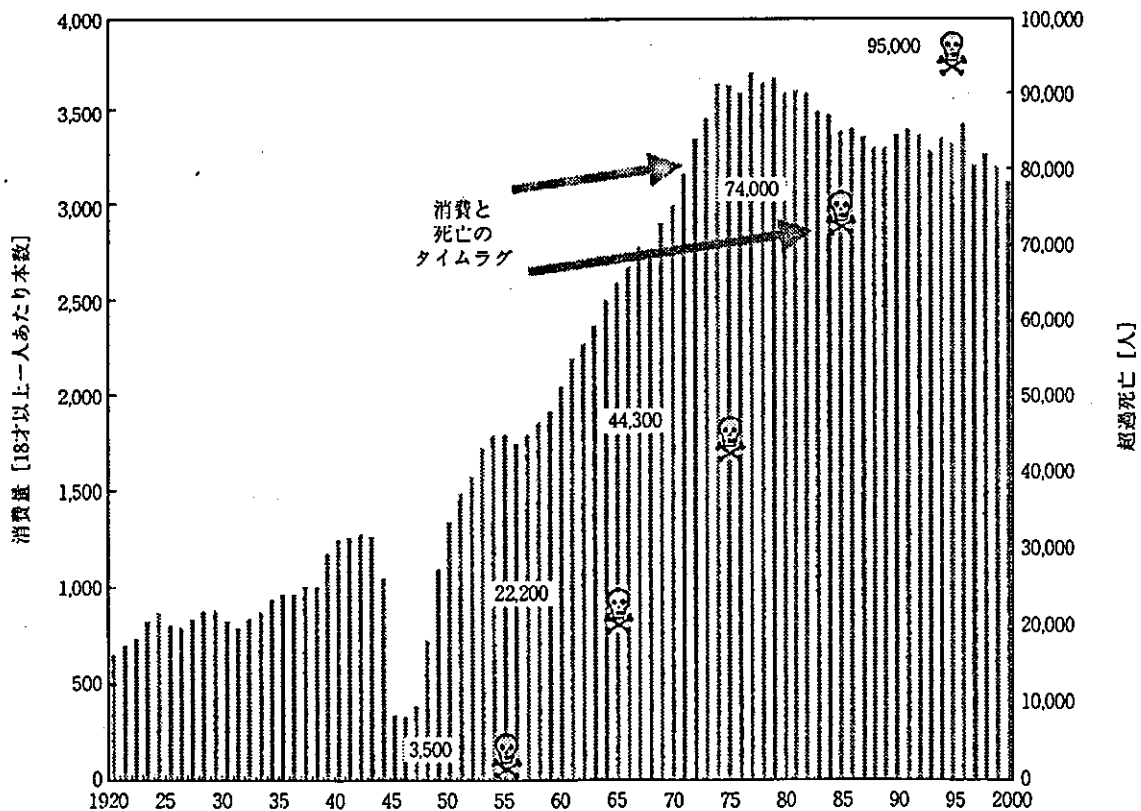
3. FCTCにより変わる国際的取り組み

FCTCは、WHOのこれまでの取り組みを踏まえて、国際的合意の下に、法的拘束力を持った具体的なたばこ規制を各国に求めるものである。1996年に、地球的規模の問題に対して地球的規模の解決策をと、「条約」に類した政策手段の開発が勧告されていたが、1998年にブルントラント事務局長が就任してから、条約としての実際の開発作業が着手された。6回にわたる政府間交渉会合やその前後に開かれた専門家会合、関係省庁会合などを経て、2003年5月に全加盟国が合意して採択された。日本は2004年3月に署名し、批准を待つ段階にある(5/7現在、署名107カ国、批准11カ国)が、40カ国以上の批准をもって、90日以内に条

約が発効する。

FCTCの目的は、現在及び次世代をたばこ消費とたばこ煙への曝露から守るために、たばこ消費を減らしていこうというものである。環境問題でも同様に、経済開発が環境政策に優先されてきたように、多くの国々で、公衆衛生的課題としてたばこの消費抑制の必要性が導かれたとしても、税収や産業という政治経済上のニーズが優先されてきた。本条約は前文において、公衆衛生上の権利の優先を高らかにうたっている点で、国内政策を進める上で強力なツールを得たといえる。たばこ問題の特徴として、たばこ消費とその転帰である健康被害(さらにそれによる経済損失)との間に、数年から数十年というタイムラグがあることがある(第1図)。このため、原因と結果が分かりにくく、また対策を打っても健康や経済への効果が現れるのは次の世代であることから、長期的展望をもった政策形成が求められる。言い換えれば、過去の世代の負債を現世代の我々が担っているわけで、未来世代への負債をこれ以上増やすわけにはいかない。

次項で詳しく述べるが、条約が求める具体的な内容は大きく分けて、消費抑制策と供給抑制策であり、さらに各国には中核機関の設立と監視・評価が義務づけられる。日本における問題点の一つには、たばこ産業振興のための部局(財務省)はあっても、たばこ規制



第1図 喫煙は「緩慢なる自殺(他殺)」-日本の例

のための特定部局がないことがある。また、産業振興と税収確保のためのたばこ事業法の中に、注費表示や広告規制などの規制条項が盛り込まれていることから、事業法の目的を損なうような規制策（産業活動を抑制し、消費抑制に導くような）を発動させることはありえなかった。一方で、厚生労働省が、公衆衛生的見地からのたばこ対策を担っているが、健康増進法が策定されるまでは、たばこに関する規制権限をもたなかった。その意味で、2003年5月に施行された同法の中で、受動喫煙の保護に関する第25条というわずか一つの条項が、包括的なたばこ対策の一部ではあるが、厚生労働省への権限付与のみならず、公共空間の禁煙化を通じて「たばこの（煙の）ない社会」という社会通念の変容をもたらした意義は大きい。

4. 効果のあるたばこ抑制政策と科学的根拠

(1) 価格政策

生活必需品でないたばこ製品の消費は、価格の影響を受けて変動する。世界銀行によると、先進国では、およそ価格が10%上昇すると消費が4%減少し、途上国や低所得者層では、この価格弾力性は大きく、平均して14%減少する。たばこ消費の抑制には価格政策が最も確実な効果があり、特に青少年の喫煙抑制に対する効果が高い。適度な価格政策は税収を維持あるいは増加する一方で、消費を抑制することから、公衆衛生と経済を両立しうる公共政策として優れている。日

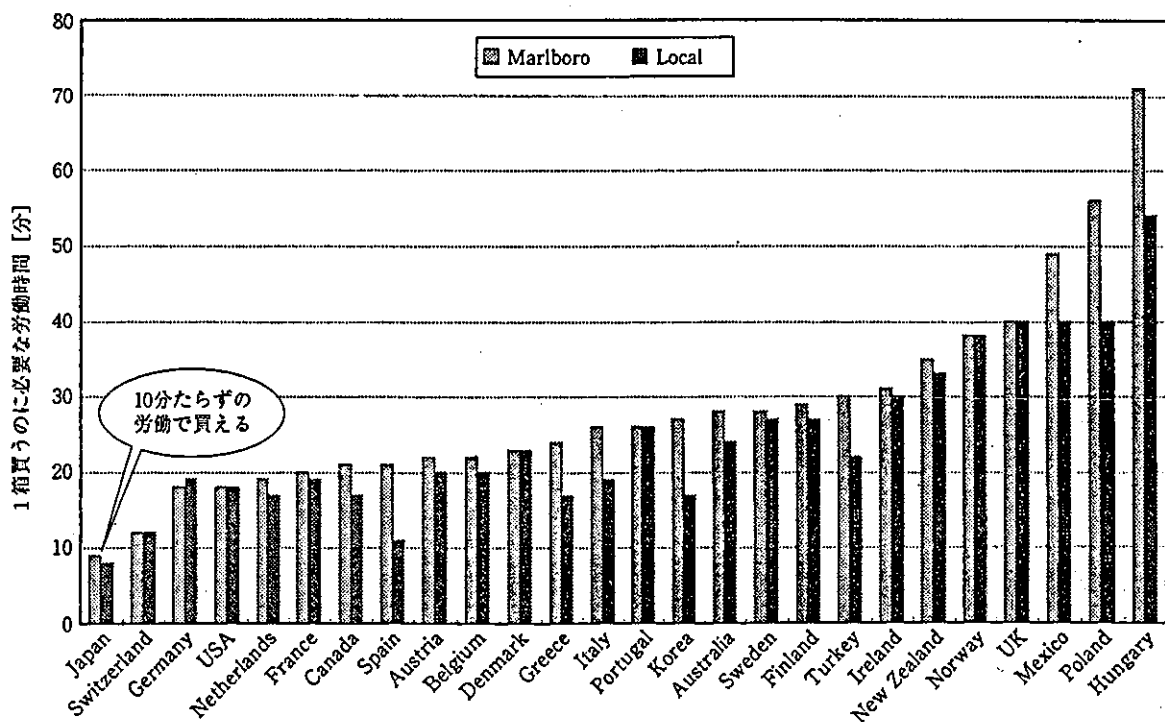
本のたばこ価格は、労働賃金で換算すると世界で最も安く、英国の4分の1程度である（第2図）。

カナダでは、消費抑制を目的とした価格政策が過去に行われたが、米国からの密輸防止のために減税を行なったため、一旦落ち込んだ消費は回復し、青少年の喫煙も増加してしまった。イギリスは毎年継続的に増税することにより、持続的な消費抑制と増収が見られている。我が国では2003年7月に1本82銭のたばこ増税が行われ、価格は平均1本1円の値上げ（1箱20円、価格据え置き銘柄もあったが）となったが、予測よりも消費に与えたダメージは大きく、瞬間風速としては前年比6%減という結果になった。

(2) 広告規制

たばこの害に関する情報よりも量質ともに圧倒的な情報が、たばこあるいは喫煙を美化する広告販売促進活動として、消費者に対して浴びせられている。特に、判断力の乏しい未成年に対して、広告の与える影響は大きい。過去の例では、広告の部分的規制は、他の広告媒体や間接広告へのシフトを生むばかりで、実質的な効果に乏しいため、全面禁止が求められている。条約では、あらゆる広告活動の禁止を一義的に求めているが、憲法上の制約があれば優先させている。

1970年代の米国では「公平原則」の適用により、電波媒体でのたばこ広告の後一定量の反たばこ広告が義務づけられた時期があった。憲法に定められた表現の自由に抵触するからといって、広告規制を行わない



第2図 安すぎる日本のたばこ

国もあれば、フランスのように販売促進活動も含めて全面禁止にしている国もある。日本では、財政制度審議会により、国際マーケティング規準に則った「自主規制」を強めることが決定した。これにより、「公共性の高い場所」での広告は基本的になくなり、媒体も限られてくるが、定義が曖昧なことで、店舗や自動販売機、喫煙所などでの広告は認められるので、今後は、さらに巧妙な広告戦略が展開されるだろう。

(3) 公共空間・職場の禁煙（受動喫煙防止）

喫煙者本人がリスクを承知で吸うことは許されても、他者への危害は社会的規制を受けるのが自由社会のルールである。この観点から、受動喫煙の害が科学的に証明されつつあった1970年代から非喫煙者の権利運動（日本には「嫌煙権」という言葉で“輸入”された）が勃興し、喫煙は健康問題から社会問題へと拡大した。特に、乳幼児や小児や病気の患者などは、受動喫煙に対する感受性が高く、成人に対するよりも厳しい制約が必要である。このことから、学校や病院等の禁煙は正当化されるし、現に日本でも、公共空間の禁煙化が急速に広がっている。職場の喫煙規制は、その職域の喫煙率低下に効果があり、公共空間の喫煙規制（禁煙化）は、地域・社会の喫煙率低下の前に、既に述べたように、たばこを吸わないことが当たり前の社会に向けた社会通念の変容をもたらす。

1980年代の米国では、カリフォルニア州の郡の条例を発端に、職場や公共の場所の禁煙を義務づける条例が全米に広がった。これにより、既に低下していた喫煙率や消費量の減少に一層の拍車がかかった。日本でも、2002年の千代田区の路上禁煙条例や2003年の健康増進法を機に、それまで遅々として進まなかった社会の禁煙化が「分煙」を一気に乗り越えて、官民間問わず広がっている。学校の敷地内禁煙化も全国に広がり、医療機能評価機構の評定により病院の禁煙化が推進されている。

(4) 警告表示

喫煙者という消費者が吸うか吸わないかを自己判断できるためには、喫煙のリスクと禁煙のベネフィットについて、正しい情報が的確に伝えられる必要がある。喫煙者が必ず直接手にするパッケージを媒体として、これらの情報を明白な表現で表示することが枠組条約によっても求められている。日本では、注意表示の規定権限をもつ旧大蔵省が、長年にわたりたばこのリスクを認めていなかったため、「あなたの健康を損なうおそれがありますので吸い過ぎに注意しましょう」という極めて曖昧な文言だった。しかし、2002年の財

政制度審議会の答申では、リスクについては画期的な認識が示され、2003年に発表された注意文言の改訂では、はじめて具体的な喫煙関連疾患の病名と依存性について表現された。パッケージ表面に占める面積や文言の表現法など、警告表示について進んだ国々には及びもつかないが、従来の日本の状況と比べれば大幅に進化したと評価できる。今後は、条約の目的である「たばこ使用を減らす」ことにどれだけの効果があるか、を測定し、改善を進めることが必要である。

カナダは世界で初めて、警告表示にグラフィックと文言を採用し、パッケージに占める面積も両面それぞれ50%と大きい。具体的な病名などが16種類、代わる代わる市場に登場する。中箱には禁煙方法も含む詳細な解説が記述されており、さらに詳細な情報については、保健省の提供するホームページの紹介もされている。カナダでは、警告表示の施行の効果も測定し、喫煙者の注意喚起とともに禁煙の動機付けが高まったことが明らかになった。ブラジル、オーストラリア、タイなども、カナダ方式をさらに越える内容で改正しつつある。

(5) 未成年者の喫煙防止—アクセス規制

さまざまな調査で、未成年者のたばこ入手先のトップは、家にあるたばこという低学年を除き、自動販売機であることが明らかにされている。日本にはドイツに次いで世界で2番目に多い約63万台のたばこ自動販売機があり、成人喫煙者のおよそ50人に1台、十代の子どもたちのおよそ20人に1台の割合である。FCTCの草案では自動販売機の撤廃が盛り込まれていたが、日独米の反対により、未成年者が入手できないような措置とされた。日本では、たばこ産業が年齢確認機能付き自動販売機を開発中であり、数年以内に既存のものと同様に置換されていく予定である。しかし、自動販売機そのものの禁止や設置場所の制限なくしては、禁止しているものを子供たちの前に突き付けていることになり、リスクに関する情報伝達効果を妨げる。また、自動販売機は販売チャネルであると同時に、本体そのものが広告塔と化しており、今後広告規制が強まる中、販売店や自動販売機を拠点とした広告展開が活発化されることが予測される。

(6) 健康教育・反たばこ広告

過去数世紀にわたり、たばこが社会に容認されてきた一方で、たばこのリスクについて解明されたのはこの半世紀ほどのことである。社会全体のたばこに対する認識を是正して適正な方向に導くためには、社会制度としての介入と平行して（あるいは先行して）、喫

煙者のみならず青少年も含む社会のあらゆる階層に対する教育が必要である。日本では、たばこに関する健康教育は、もっぱら疫学的知見に基づいたデータ提供を中心に行われてきたが、今後は、リスクコミュニケーションの観点から、適切な方法を開発し実践していく必要がある。諸外国では、たばこ産業による圧倒的な広告宣伝活動に対して、様々なテーマ・手法で効果のある反たばこ広告がマスメディアを通じて提供されてきた。

筆者は日本で初めて禁煙コマーシャルを制作し、1994年5月、喫煙と健康WHO協力センター（国立がんセンター内）によってケーブルテレビを媒体に1か月間放映した。その後、同様の取り組みはなかったが、最近、日本医師会や地方自治体で独自のクリップが放映されるようになった。健康教育の教材としては、日本で開発されたものは少ないが、1999年、日本公衆衛生協会は厚生省監修でCD-ROM「たばこのしくみ」を制作し、全国に無償配布した。

(7) 製品規制

たばこ製品は、消費による危害が極めて大きいにも関わらず、成分や添加物、発生する有害物質等について、多くの国々で、殆ど規制はおろか、情報開示すらされていない。通常の消費製品に対する様々な規制の網を例外的に免れてきた。最近では、リスク管理の観点から、リスクに見合った規制を行うという検討が進み、FCTCにも盛り込まれたが、社会的に許容できるようなレベルまでにリスクを低減させることはできていないので、消費抑制という方策しかないのである。カナダやオーストラリア、タイなどでは、成分の情報開示や添加物の規制などが試みられているが、たばこ製品そのもののリスク低減にはつながっていない。

5. 政策実現とアドボカシー

以上述べてきたようなたばこ対策における課題を解決し、国民の生命と財産を守るたばこ政策を実現するには何が必要か。たばこ問題については、過去半世紀以上にわたる詳細な科学的根拠に基づき、リスクについては十分な評価が行われており、また様々な国による取り組みについて、政策効果も評価がされている。すなわち、FCTCが示したように政策メニューはすでに揃っており、あとは実行するだけである。勿論、利害関係者の調整も含めて、構造的な問題を抜本的に改革するには、時間も労力もかかる。しかし、あるべき目標に向かって、早期に政策を実現するためには、政策決定者以外の多くの関係者のたゆまない活動が不可

欠である。国際的には、国境を越えた共通課題についての認識と理解を深めるためのネットワークが形成され、情報と経験の共有により多くの国々の対策推進に貢献した（国際対がん連合によるGLOBALink、<http://www.globalink.org>）。たばこ規制枠組条約に特化した国際的なNGOの情報交換の場（Framework Convention Alliance、<http://www.fcta.org>）もあり、常設ではないが数年に1度の国際会議の場（たばこ健康か世界会議、アジア太平洋地域たばこ対策会議など）では研究発表から政策討議まで幅広い情報交換と人脈形成がなされている。

日本でも、従来から活動を続けてきた市民団体に加えて、ここ数年のうちに非常に多くの医学関連学会や専門職能団体がたばこ対策についての宣言や行動計画を発表している。本来、たばこの害を最も熟知し、必要な対策について提言するという社会的責任が、これらの団体により一層認識され、国民の世論形成や政策決定者への圧力となって、目に見える形になってきた。アドボカシーというのは日本では余りなじみのなかった概念・運動であるが、政策実現に対してより多くの関係者が共通の関心を持ち、それぞれの立場で歩を進めることで、数年前には非現実的だとも言われていた条約批准にまでこぎつけることができたのである。今後は、政策の実施状況を市民の目で監視し、さらに改善していく努力が必要である。

6. おわりに

健康増進法やたばこ規制枠組条約という、法律として目に見える形で、日本のたばこ対策も一応の区切りを得られたかに見える。しかし、実は本当のたばこ対策は今ようやくスタートラインに立ったところである。我々の次の世代に、たばこ（の害）から解放された社会を実現するために、未来のビジョンを共有し、一人一人が意思を持って活動していきたい。

【筆者紹介】

望月友美子

国立保健医療科学院 研究情報センター

情報デザイン室 室長

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

TEL : 048-458-6206 FAX : 048-469-0326

E-Mail : yumiko@niph.go.jp

URL : <http://www.tobaccofree.jp>